

《 住宅関連事業者のみなさまへ 》

北海道住宅供給公社分譲地売却の媒介制度について

●媒介制度の内容

下記の事業者の方の媒介により、お客様が公社の対象分譲地を購入された場合、お客様に代わり、公社から事業者様に媒介手数料をお支払いたします。媒介手数料(媒介報酬)の額は、購入された分譲地の分譲価格に下記の割合を乗じた額(千円未満切捨)で、分譲地の所有権移転登記完了後にお支払いたします。但し、お客様に対しては媒介に係る一切の報酬を請求できないものとして

●手数料算出割合(税込)

200万円以下の金額について5.50%

200万円を超え400万円以下の金額について4.40%

400万円を超える金額について3.30%

※お客様の申込前に書類手続き(媒介契約)が必要ですので、お問い合わせください。

●対象事業者

北海道住宅供給公社と「北海道住宅供給公社分譲地の媒介に関する協定」を締結している下記のいずれかの会員であること。

○(公社)北海道宅地建物取引業協会

○(公社)全日本不動産協会北海道本部

●対象物件

公社分譲地